

弥生株式会社 インフォメーション

2021年1月21日

弥生株式会社
営業推進部

はじめに

平素より弥生製品をご利用いただき、誠にありがとうございます。
います。

弊社からは、弥生会計をご利用の自計化の顧問先様に対して、ご案内いただける「所得税確定申告モジュール」の主な変更点をご説明いたします。

あわせて、会計事務所向けのパートナープログラム「弥生PAP」についてもご紹介いたします。

アジェンダ

1. 弥生会計 所得税確定申告モジュールの主な機能変更点
2. 弥生PAPについて

1. 弥生会計 所得税確定申告 モジュールの主な機能変更点

「お知らせ」の表示

- 青色申告特別控除額の変更について「お知らせ」を表示
 - ◆ 決算書作成、および申告書作成のメニュー選択時に表示
 - ◆ 注意点として、控除額55万円が初期値である旨を強調
 - ・ 65万円控除を受ける場合は設定の変更が必要です

令和2年分 所得税確定申告に関するお知らせ ✕

青色申告特別控除額の変更について

令和2年分の所得税確定申告から、青色申告特別控除額が65万円から55万円に変更になりました。
ただし、e-Taxによる申告または電子帳簿保存を行う場合は、引き続き65万円の青色申告特別控除が受けられます。
[弥生のWebページで解説を見る](#)

注意事項

- ・所得税確定申告モジュールでは、青色申告特別控除額は【55万円】が初期値として選択されています。65万円の青色申告特別控除を受ける場合は、[申告メニュー] - [申告設定] の [控除額] の設定を変更してください。[詳細な手順はこちら](#)
- ・電子帳簿保存を行うには、電子帳簿保存の申請を行い承認を受ける必要があります。[詳しくはこちら](#)

今後はこの画面を開かない 閉じる

参考) 青色申告特別控除額の変更

- 65万円控除を受ける場合は、申告設定画面にてお客さまが控除額を変更します
 - ◆ 画面には、控除額選択の注意喚起を表示

控除額
青色申告の場合は青色申告特別控除額、白色申告の場合は専従者控除額の情報を入力します。

青色申告特別控除

青色申告特別控除

一般

55万円の青色申告特別控除を受ける
65万円の青色申告特別控除を受ける
55万円の青色申告特別控除を受ける
10万円の青色申告特別控除を受ける
青色申告特別控除額を編集する

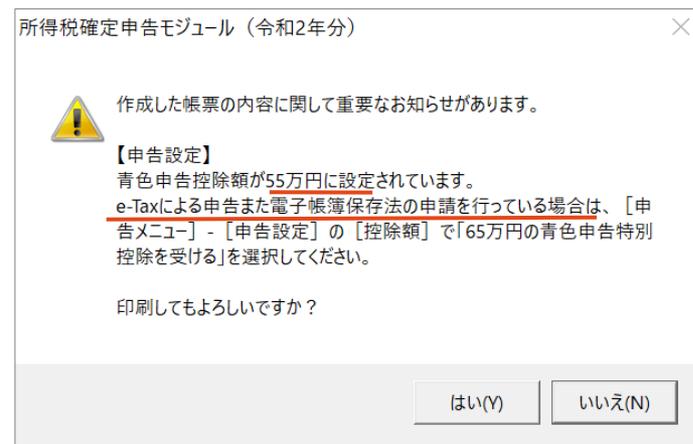
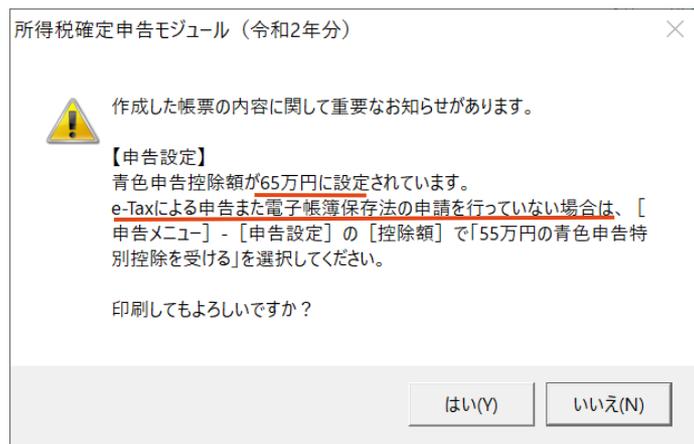
e-Taxによる申告または電子帳簿保存法の申請を行っている場合は、65万円の青色申告特別控除が受けられます。

警告メッセージの表示

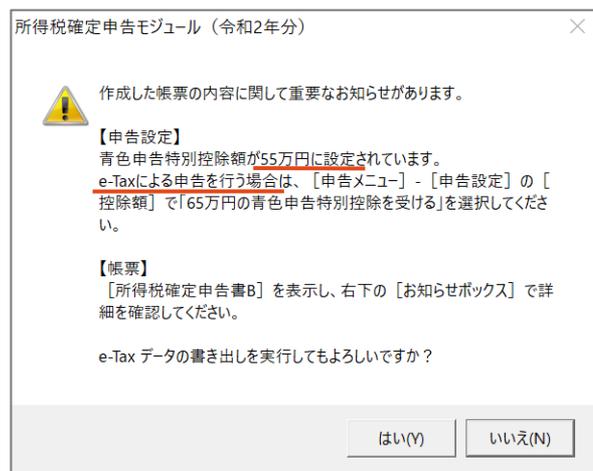
■ 青色申告特別控除額の確認を促すメッセージを表示

- ◆ 申告方法により控除額が異なることを「重要なお知らせ」として表示

➤ 印刷時



➤ e-Tax出力時



第三者作成書類の提出省略に対応

■ 提出省略のための明細入力画面を表示

- ◆ 「電子申告時に第三者作成書類の提出省略を行う」のチェックボックスを追加
 - 社会保険料、生命保険料、地震保険料、医療費控除

令和元年分

社会保険料控除額

社会保険料控除に該当する社会保険の種類と支払った保険料を入力します。
源泉徴収票に記載された社会保険料控除額を入力する場合には、[社会保険の種類]で「源泉徴収票のとおり」を選択して、金額を入力してください。

社会保険料控除額の計算

社会保険の種類	支払保険料
合計	

令和2年分

社会保険料控除額

社会保険料控除に該当する社会保険の種類と支払った保険料を入力します。
源泉徴収票に記載された社会保険料控除額から変更がない場合は、[源泉徴収票の金額を入力する]にチェックを付けて源泉徴収票の社会保険料の控除額を入力します。

源泉徴収票の金額を入力する(G)

社会保険料控除額の計算

電子申告時に、第三者作成書類の提出省略を行う(S) [→ 第三者作成書類の提出省略制度への対応について](#)

社会保険の種類	支払保険料	うち年末調整等以外
合計		

※ [社会保険料の明細] から自動で転記されます

社会保険料の明細

所得税の確定申告を電子申告で行う場合は、この画面で明細を入力します。
※所得税確定申告モジュールでは6件までの明細入力に対応しています。

年末調整等での申告	社会保険の種類 (必須)	支払保険料 (必須)
未申告		

参考) 確定申告e-Taxモジュールに関するFAQ

- Q： 確定申告e-Taxモジュールは、代理送信に対応していますか？
 - ◆ A： 『確定申告e-Taxモジュール』は、電子申告の代理送信には対応しておりません。

- Q： ID・パスワード方式によるe-Tax送信に対応していますか？
 - ◆ A： 作成したe-Taxデータは「確定申告書等作成コーナー」で取り込むことができないため、ID・パスワード方式に対応しておりません。
『確定申告e-Taxモジュール』は「マイナンバーカード方式」により送信します。

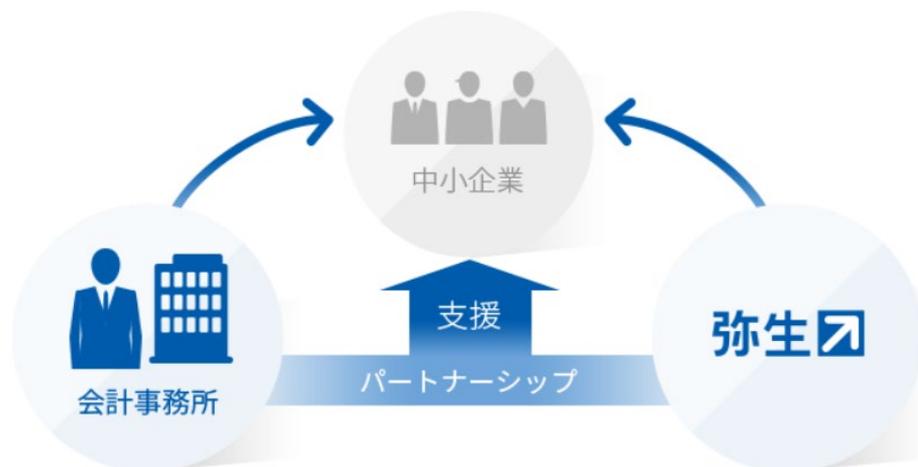
※『確定申告e-Taxモジュール』は『弥生会計（やよいの青色申告）』で作成した確定申告書データをかたんにe-Taxへ送信して電子申告できるプログラムです。

2. 弥生PAPについて

国内最大規模の会計事務所組織です

■ 弥生PAPとは <<https://www.yayoi-kk.co.jp/pap/index.html>>

- ◆ 弥生株式会社と会計事務所がパートナーシップを組み、弥生製品・サービスを活用して、中小企業、個人事業主、起業家の発展に寄与するパートナープログラムです。
- ◆ 2000年の設立以降、2020年には10,000会員を突破し、全国の会計事務所の3社に1社が弥生PAP会員です※。



弥生PAP会員／中小企業・起業家／弥生がWin-Win-Winの関係になるよう、サービスを共創し、協働してまいります。



(2020年8月現在)

※全国税理士事務所数28,404事務所（総務省統計局 平成28年経済サンセス・基礎調査より）

幅広いサービスをご提供しております

■ 業務効率化の支援

- ◆ 会計事務所および顧問先での業務効率化を支援するための製品やサービスを提供します。

■ 顧問先拡大の支援

- ◆ 220万以上※の弥生ユーザーから、起業や資金調達などの課題により会計事務所の支援を求める事業者と弥生PAP会員の事務所との接点を設け、新たな顧問先獲得の機会を提供します。（※2020年9月現在）

■ 付加価値提供の支援

- ◆ 業務効率化にとどまらず、会計事務所の提供サービスの価値を向上させるための支援サービスです。

詳細はお気軽にお問い合わせください

■ 弥生PAP説明会 <<https://www.yayoi-kk.co.jp/pap/about/seminar.html>>

- ◆ 弥生PAPの入会をご検討いただいている会計事務所の皆様に個別相談形式の説明会を開催しています。
- ◆ 対面形式だけでなく、Web会議システムを利用したオンライン会議での実施形式も用意しております（説明内容は同一です）。

■ 弥生株式会社カスタマーセンター（03-5207-8857）

